

# 由良川水面利用ルール

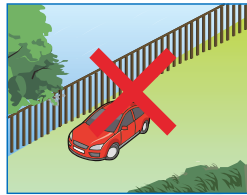
適用区間:由良川河口(0.0km)~舞鶴・福知山市境(17.0km)

## 全ての河川利用者が守るルール

**1**  
ゴミは必ず各自で持ち帰りましょう。



**2**  
自動車や牽引車のアイドリングストップを徹底しましょう。



**3**  
水辺に来る際には、周辺道路への迷惑駐車はやめましょう。

**4**  
大声で騒ぐなど、近隣の方の迷惑になる騒音を出さないようにしましょう。

**5**  
公共トイレ若しくは施設内等のトイレ以外での用便は絶対にやめましょう。

**6**  
田畑へ立入るなど地域の農家の迷惑にならないようにしましょう。

由良川下流水面利用調整協議会では、「水面利用ルール」の施行状況を確認するため、現地パトロールの実施や地域イベント時の啓発活動等を実施し、ルールの普及活動に努めていきます。

そのため、「水面利用ルール」策定後も由良川の水面利用に関する課題の解決に向けて審議していく予定です。由良川の水面利用の適正化に向け、今後とも皆さまのご理解とご協力をいただきたいと思います。

## 由良川でレジャーを 楽しめるみなさまへ

由良川の下流域では、府外からも利用者が訪れ、多様な水面利用\*が行われています。

一方、沿川には、地元住民や漁業者の方などが生活されています。地元の方々にご迷惑とならない適正な水面利用をお願いするため、このたび「由良川水面利用ルール」を策定しました。

水面利用される方々は、このルールを守り、地元の方や他の水面利用者に配慮していただき、美しい由良川を守っていきましょう。

\*水面利用とは  
漁業や船舶の航行、その他水に親しむ行為(ボート、水上スキー、ウインドサーフィン、釣りなど)を行うことをいいます。

## 「由良川下流水面利用調整協議会」と 「ルール策定までの流れ」

由良川では、望ましい水面利用のあり方について、地元住民、漁業従事者、観光協会その他、様々な方の立場、視点で議論、調整する場として「由良川下流水面利用調整協議会」を発足、平成18年から約3年、計14回の会議を開催してきました。その中で水面利用に関する自主ルールの作成を目指すことになりました。

## 「由良川下流水面利用調整協議会」の体制

合同会	委員会	役割	水面利用のあり方に関する審議、検討
		構成	学識経験者、地元関係者、関係行政機関
	幹事会	役割	水面利用に関する問題の点検と対応策について議論、委員会への提言
		構成	地元関係者、実務的な調整を図るべき関係行政機関

由良川水面利用ルールは、「由良川下流水面利用調整協議会」での審議に加え、地元や水面利用者へアンケート、ヒアリング、パブリックコメントを実施するなど、幅広い方のご意見をお聞きして作成したものです。

YURA River Use Rule

# 由良川で マナーを守った 水面利用を目指して

## 由良川水面利用ルール

▲全ての河川利用者が守るルール



▼レジャー目的の航行に関する水上バイクを含めた動力船のルール

●このリーフレットに関するお問合せ及び意見・要望は下記までお寄せください。

〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14  
国土交通省 福知山河川国道事務所 河川管理課内 「由良川下流水面利用調整協議会 事務局」

### 由良川下流水面利用調整協議会

宮津市由良自治連合会・社団法人天橋立観光協会・舞鶴市漁協・宮津市漁協・由良川漁協・舞鶴市・宮津市・京都府・国土交通省

<http://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/river/suimenkyo/index.html>

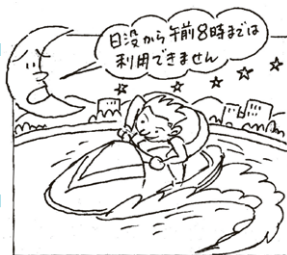
# 由良川水面利用ルール

適用区間:由良川河口(0.0km)~舞鶴・福知山市境(17.0km)

## レジャー目的の航行(以下、「遊走」と言う)に関する、水上バイクを含めた動力船のルール

### 1 利用時間

午前8時から日没までとしてください。  
なお、通過通行の場合はこの限りではありません。



### 2 動力船利用水面の範囲(大川橋より下流)

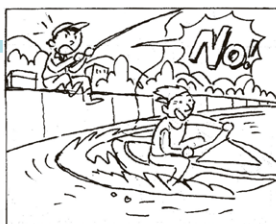
「大川橋より下流の川岸から50メートルの範囲」では、  
漁業操業や生物の生息場所であることから、遊走しないでください。(下図参照)

### 3 動力船利用水面の範囲(大川橋より上流で福知山市との境界までの区域)

川幅が狭く河川が蛇行しているなど危険であるとともに、漁業操業や生物の生息場所であることから、遊走しないでください。なお、通過通行の場合は、河川の中央を通行しましょう。

### 4 他水面利用者への配慮

船舶が係留している場所、あるいは岸で魚釣りをしている人の傍を通行する場合や他の水面利用をしている人が近くにいる場合などでは、徐行して通過するなど特に注意しましょう。



### 5 船舶免許の携帯、整備

船舶免許、船舶検査が必要です。また、備え付けないと航行できませんので、法定備品も必ず備え付けましょう。

### 6 改造の禁止

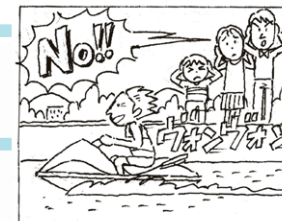
著しく排気音の大きいレジャー目的の水上バイクを含めた動力船の利用はやめましょう。

### 7 ライフジャケットの着用

水上バイクを含めた動力船に乗る場合には、必ず救命胴衣を着用しましょう。

### 8 飲酒運転の禁止

飲酒しての乗船、操船はやめましょう。



### 9 騒音防止

水上バイクを含めた動力船に乗る場合には、  
できるだけ騒音を出さないようにしましょう。

### 動力船利用水面の範囲



今後は「由良川水面利用ルール」を定着させるための活動を実施していきます。